

< 川越市 >

川越市・市道不正認定住民訴訟

設置する必要のない市道を川合善明市長が認定し、市に不要な支出をさせたとして、道路整備費用など約 308 万円を川越市へ返還するよう求めた訴訟だ。事件の内容は本紙既報を参照して頂きたい。

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe32

第13回(令和2年7月1日)裁判傍聴記

コロナ禍によって延期されていた「口頭弁論が再開」

川越市の市道 5565 号(寺尾大仙波線)をめぐる、川越市民 22 名による住民訴訟(平成 30 年(行ウ)第 10 号事件)の 13 回目の口頭弁論が、7 月 1 日 11 時 30 分から、さいたま地裁 C 棟 105 法廷にて開かれた。

本来は 4 月下旬だった裁判がコロナ禍によって大幅に延期されたのだ。いつもは市民で埋まる傍聴席も、裁判所側の感染予防対策と傍聴人の自粛で 10 数人に留まる。そんな中、川合善明市長は今日も補助参加人として出廷。特に今日から裁判体(裁判官 3 名)が春季の人事異動で 3 人中 2 名が交替し、新たな裁判体での口頭弁論だから、裁判の行方が気にかかるころだろう。

裁判長が変わればすべてが変わる「新たな裁判長は？」

日本の裁判所では、裁判官が 2、3 年で異動になるので、裁判の途中で担当裁判官がよその裁判所に異動になり、違う裁判官が担当になるという

ことが普通に起こる。そして、裁判官が変わると裁判の流れも変わりうる。裁判官も人それぞれなのだ。順調に進んでいた裁判が、裁判官の交替によって全く違う流れになってしまうこともあるらしい。

補助参加人の川合市長に限らず、原告代理人の清水弁護士・出口弁護士、被告代理人の馬橋弁護士・補助参加人齊木氏の代理人の横溝弁護士、各氏ともが気になっていたようだ。

「この、ご時世ですから・・・」

裁判官は「証人尋問」を「認めるか…却下するか…」

さて、この日の裁判で新たな担当裁判官となったのは、さいたま地方裁判所・第4民事部合議2係の倉澤守春裁判長・大竹貴裁判官・坂口奨太裁判官である。冒頭、倉澤裁判長はこれまでの原告と被告が提出してきた準備書面と証拠を確認した。

つまり、この裁判は「市が市道認定にあたって不正な支出をしたということではなく、市の会計行為自体に違法性があるわけではない。しかし、この市道認定そのものが川合市長と元市議・齊木氏が共謀しての不正市道認定だから、これらの公費支出が違法になると主張されているということですね？」と裁判長が原告に確認するところから始まった。

原告住民ら代理人・清水勉弁護士は「そうです」と裁判長に答える。

すると倉澤裁判長が「原告は共謀の裏付けとして、これこれこういう事実を主張していますね。全部を述べたわけではありませんが」と言い、清水弁護士が「そうです」と答えると、倉澤裁判長は「あとは裁判所の判断として、これらをどう評価するかという話になるから、そろそろ判決に熟しつつあるでしょうか」と意見を述べた。

「裁判所の評価」とは、判決を書くという意味だ。事実関係の調べはもういらぬ…残るは法的評価だけだから…もう原告・被告の主張立証は不要じゃないかということだ。新しく担当になったばかりの裁判長が初っ端から、「もう判決を書いていいですよ」と言ってきたのに驚いた清水勉弁護士が裁判長に異議を申し立てる。

「いや普通、こういう裁判では証人尋問が必要です。被告の主張も補助参加人の主張と食い違ったままなんですよ？」

すると、裁判長は「**このご時世ですから**（証人を呼ぶとなるとだいぶ先まで期日が入らないですよ？）**」**と言う。コロナ禍で、裁判所も裁判官や書記官ら職員の出勤日数が減っているらしく、法廷の開催頻度も減っていて、ただでさえ案件が滞留気味の地方裁判所で、時間がかかる証人尋問の日程を入れることが難しいし、審理が長期化して困るという意味だ。

傍聴席でこれを聞いた本紙記者は半ば呆れた。いくらコロナ災害で国際的な非常時だとしても、証人尋問を行うとスケジュール調整が大変だという理由で「**このへんで判決ってことでいいでしょ？**」という方針では、川合市長と齊木隆弘元市議が共謀していたと書いた書面はないのだから、証人尋問で証言の矛盾を追及することをさせてもらえなければ、共謀の立証がないということで、原告住民らの訴えが正しく司法判断に反映されることはない。法曹界の隠語で、裁判を終結させることを「**落とす**」というが、原告住民からすれば、被告や補助参加人の主張がチグハグなままで「**落とされて**」は、市長が関与した「**不正市道認定という訴え**」の意味がなくなる。

裁判長にはなんとしても「**証人を呼んで**」もらわなくてはならない。

「**どの点について、客観的な書証や評価では足りないのですか？**」と尋ねる裁判長に対して、清水弁護士は「**ここで口頭で答えたら、即座に、『それならいいですね』と言われかねないので、口頭では言いません。次回書面を出します**」と答える。

裁判長は、さすがに「**だったら、原告の意見を聞かないで終結する**」と言うわけにもいかず、「**裁判所はすぐに終わらせるつもりはない。原告、被告の主張は出してもらおうつもりだ**」と言い直し、次回の裁判に持ち込まれることになった。百戦錬磨の清水弁護士の見事な法廷テクニクである。

そのうえで次回の裁判では、原告住民らが求める「**証人申請を裁判官が認めるかどうか**」が焦点になる。

注目の次回口頭弁論は

8月26日午後3時、さいたま地裁C棟105号法廷である。

コロナ禍が長期戦となり庶民の経済も未曾有の災害と呼んで相違ない時世だが、だからといって権力の暴走を放置してはならない。裁判所の傍聴席は規制が続く可能性はあるが、少なくとも本紙の続報には注視して頂きたい。